

令和元年第9回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和元年9月25日(水)午後1時30分から2時50分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員(11人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	2番	野町 亜理
会長職務代理者	3番	大久保 暢夫
	5番	西岡 大作
	6番	栗山 浩和
	8番	渡辺 禎宏
	10番	有澤 節子
	11番	西岡 秀輝
	12番	樋口 なぎさ
	13番	小松 茂雄
	14番	竹内 忠吉

4. 欠席農業委員(3人)

4番	千光士伊勢男
7番	福本 隆憲
9番	山内 芳幸

5. 出席農地利用最適化推進委員(7人)

伊尾木	黒岩	榮之
川北	中平	秀一
土居	森澤	和義
井ノ口	小松	昌平
畑山	小松	光正
穴内	長野	榮徳
赤野	大野	實

6. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3第1項届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
議案第3号	農地法第4条第1項許可申請について
報告第4号	農地法第18条第6項解約通知報告について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について
議案第6号	非農地証明願について

その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 大坪 浩久
事務局次長兼振興係長 長野 顕文
事務局農地係長 岡田 元一

8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数14人、出席者数11人です。欠席委員は、4番千光士伊勢男委員、7番福本隆憲委員、9番山内芳幸で、所要のため欠席との連絡がございました。また、11番西岡秀輝委員から遅参の届けがっております。

次に事務の概要報告をいたします。

9月19日に、農業委員会3役打ち合わせ会を行い、内川会長、野町会長職務代理、大久保会長職務代理、大坪局長、長野次長が参加しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日1日と決定いたします。

会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に小松茂雄委員及び野町亜理委員を指名いたします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項届出について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書1ページになります。

報告第1号、農地法第3条の3第1項届出についてですが、今回は7件届出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が所在する市町村の農業委員会に届け出しなければならなくなっているものです。

届出番号1番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり東浜及び下山の12筆で、面積は全部で3,484㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号2番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり舞川の20筆で、面積は全部で8,030㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号3番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり伊尾木及び僧津の13筆で面積は合計で4,549㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号4番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり川北乙、僧津及び井ノ口甲の6筆で面積は合計で6,148㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号5番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり川北甲の1筆で面積は40㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号6番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり穴内乙の1筆で面積は171㎡です。時効取得により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号7番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり川北乙及び大井甲の6筆で面積は合計で1,092㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第1号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思えます。

続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 議案第2号農地法第3条許可申請について説明いたします。

議案書は8ページです。今回は5件申請が提出されています。

申請番号1番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり下山の16筆で、地目は田と畑で、面積は全部で9,208.33㎡です。

10年間の使用貸借契約をする条件で親子間で更新する申請で、水稻、野菜等を引き続き栽培する予定となっております。

所在地につきましては、12ページに地図がございます。

下山の西ノ浜集落の周辺に位置する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては9月17日に内川昭二会長と黒岩榮之委員に確認していただきました。

次に申請番号2番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり尾川乙、栃ノ木の14筆で、地目は田と畑で、面積は全部で8,729㎡です。

10年間の使用貸借契約をする条件で親子間で更新する申請で、ユズ、水稻を引き続き栽培する予定となっております。

所在地につきましては、13と14ページに地図がございます。

上尾川桃ノ久集落周辺と栃ノ木の菊水酒造工場と大北工務店の倉庫の間と井ノ口山田集落の北にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては9月10日に小松茂雄委員と小松光正委員に確認していただきました。

次に申請番号3番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり奈比賀の14筆で、地目は田と畑で、面積は全部で8,729㎡です。

10年間の使用貸借契約をする条件で親子間で更新する申請で、ユズ、水稻を引き続き栽培する予定となっております。

所在地につきましては、15ページに地図がございます。

奈比賀地区の周辺に位置する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

す。なお、現地につきましては9月9日に有澤節子委員と有澤光喜委員に確認していただきました。

次に申請番号4番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり赤野乙の2筆で、地目は畑で、面積は全部で95㎡です。

売買による所有権移転の申請で柿が植えられており、引き続き栽培する予定となっております。

所在地につきましては、16ページに地図がございます。

赤野東赤野集落の西に隣接する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては9月12日に野町亜理委員と大野實委員に確認していただきました。

次に申請番号5番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり赤野甲及び赤野乙の2筆で、地目は田で、面積は全部で2,456㎡です。

売買による所有権移転の申請でナス及び水稻を作付けする予定をしております。

所在地につきましては、16ページに地図がございます。

赤野東赤野集落内と赤野八流地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては9月12日に野町亜理委員と大野實委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長

現地確認委員の報告を申請番号1番は私がします。申請番号2番は小松茂雄委員、申請番号3番は有澤節子委員、申請番号4番と5番は

野町亜理委員、お願いします。

1 番内川委員 9月17日に長野君と黒岩委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

1 3 番小松委員 9月10日に長野君と小松委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

1 0 番有澤委員 9月9日に長野さんと有澤委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

2 番野町委員 9月12日に長野さんと大野委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって議案第2号、農地法第3条許可申請については、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(岡田) 議案第3号の4条申請について説明いたします。今回は1件申請が提出されております。

議案書は17ページをご覧ください。

申請のご説明をさせていただきます。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、転用目的は車庫、倉庫及び資材置場の整備です。本案件は既に転用事業が完了してしまっていて、現況に合わせるために申請がなされたものです。転用事業を実施したことの経緯を確認するための始末書も提出されています。

農地の転用は1筆で面積は181㎡です。18ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は黒鳥地区でありまして、安芸おひさま保育所の東約50mの位置にあります。現地確認は令和元年9月9日に渡辺禎宏委員、川島一義委員にさせていただきました。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、第3種農地であると判断しています。理由は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域内にある農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、昭和49年に車庫、資材置場を、平成5年に倉庫を建築して現在に至っております。他に適した用地が

無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、当該事業は完了していますので、費用は発生しません。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、当該事業は完了していますので、該当しません。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、車庫、倉庫、資材置場用地として妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側、西側及び北側は宅地であります。南側は農地でありますが隣地同意書が提出されております。雨水は地中浸透により処理する計画であり排水を生じる施設等は設置しません。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を渡辺禎宏委員、お願いします。

8番渡辺委員 9月9日に岡田君と川島委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第3号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第3号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、報告第4号、農地法第18条第6項解約通知報告について、事務局が説明いたします。

事務局(長野) 報告第4号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明いたします。議案書は11ページです。今回は2件出ております。

申請番号1番です。賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで井ノ口甲の1筆です。地目は田で、面積は1,566㎡となっております。

当初は平成30年4月21日から令和5年4月20日まで5年間の利用権の設定がされておりましたが、借受者が変更になるとのことで合意解約の通知が提出されたものです。

次に申請番号2番です。賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで西浜の3筆です。地目はすべて田で、面積は全部で2,691㎡となっております。

当初は平成30年10月1日から令和3年9月30日まで3年間の利用権の設定がされておりましたが、借受者以外の農家に売却することによって合意解約の通知が提出されたものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第4号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思えます。

暫時休憩いたします。

(休憩：14時12分～13分)

(内川議長退室、野町委員に議長交替)

議長(野町) 会議を再開いたします。

続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号1番についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号1番について説明いたします。議案書は20ページになります。

まず、申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり下山の農地1筆で、地目は田で、面積は1,194㎡です。水稻を栽培しており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり2等米1俵代の条件で更新する計画です。

所在地につきましては、21ページ左に地図がございます。ごめんなはり線下山駅の南の方に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長(野町) それでは、審議をお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(野町) 別になければ、採決いたします。議案第5号、農業経営基盤強化促

進法農用地利用集積計画決定、申請番号1番については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(野町) はい、全員賛成です。よって、議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号1番については原案どおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩：14時17分～18分)

(内川議長入室、議長交替)

議長 会議を再開いたします。

続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号2番から5番についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号2番から5番について説明いたします。議案書は20ページになります。

まず、申請番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野甲の農地1筆で、地目は田で、面積は1,917㎡です。水稻を栽培しており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり2等米1俵代の条件で更新する計画です。

所在地につきましては、21ページ右に地図がございます。穴内の安芸市堆肥センターの東にある穴内六丁地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしておりますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号3番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野乙の農地3筆で、地目はすべて田で、面積は全部で1,301㎡です。ナスを作付する予定をしており、10年間の賃貸借契約をし、賃借料は、ナスは10a当たり2等米6俵代の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、22ページ左に地図がございます。赤野東赤野集落の西に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしておりますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号4番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野乙の農地1筆で、地目は田で、面積は624㎡です。ナスを作付しており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり2等米7俵代の条件で更新する計画です。

所在地につきましては、22ページ左に地図がございます。赤野東赤野集落に隣接する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次の申請番号5番は、農地中間管理事業を活用した案件となります。

申請番号5番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野甲の農地1筆で、地目は田で、面積は2,193㎡です。作物は転借人がナスを作付する予定をしており、10年間の賃貸借契約をし、賃借料は全部で74,600円の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、22ページ右に地図がございます。赤野の吉野池の南にある赤野八流地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長 それでは、審議をお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 別になければ、採決いたします。議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号2番から5番については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号2番から5番については原案どおり決定いたしました。

続きまして報告第6号、農用地利用配分計画について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書23ページになります。

報告第6号、農用地利用配分計画について説明いたします。今回は3件提出されております。

届出番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり穴内甲の農地1筆、地目は田で、面積は1,071㎡です。ナスを栽培する予定をしており、約10年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり60,000円の条件で設定する計画です。このたび、8月10日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

届出番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請

地も記載どおり穴内甲の農地1筆、地目は畑で、面積は1,071㎡です。ナスを栽培する予定をしており、約10年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり60,000円の条件で設定する計画です。このたび、8月10日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

届出番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり穴内甲の農地1筆、地目は田で、面積は714㎡です。ナスを栽培する予定をしており、約1年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり60,000円の条件で設定する計画です。このたび、8月29日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

届出番号3番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野乙の農地1筆、地目は田で、面積は1,186㎡です。ナスを栽培する予定をしており、約3年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり72,000円の条件で設定する計画です。このたび、8月29日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第6号について、質問、意見等がございましたらよろしくお願いいいたします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局（長野） 来月の定例会は10月25日の金曜日の午後1時30分より行いますので出席をお願いします。

全国農業担い手サミットが12月5日、6日の2日間開催されます。内川会長、大久保会長職務代理、私が皆さんの代表として参加します。

農業委員会研修会が別紙の内容で10月18日に田野町で開催されますので、参加をお願いします。

事務局（岡田） 人・農地プラン実質化について農業委員及び推進委員が積極的に協力をするように法律が改正されました。その実質化に係るアンケート回収について協力をお願いします。

(資料に基づいて農林課農政係より説明する。)

議長 以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。